

平成 28 年 12 月 9 日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉高齢者センター）

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立大泉高齢者センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都練馬区光が丘六丁目 4 番 1 号

(3) 代表者

理事長 西村 奨

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 20 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 選定の経過

平成 28 年 4 月 21 日	第 1 回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5 月 18 日	平成 28 年度第 1 回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6 月 17 日	平成 28 年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立高齢者センター条例改正案議決)
7 月 13 日	第 2 回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)

8月1日	ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始
8月10日	募集説明会（参加団体数12）
8月11日～19日	応募書類受付（経営状況に関する部分）（応募団体数4）
8月22日	経営診断委託
8月22日～31日	応募書類受付（事業計画に関する部分）（応募団体数3）
9月15日	第3回指定管理者選定小委員会 （経営診断による一次審査）
10月21日	第4回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、応募団体の評価、採点）
11月10日	平成28年度第2回指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、区内における多数の高齢者施設の運営実績を生かした提案があり、安定した施設運営が期待できること、特に大泉地域において3か所の敬老館を運営していることから、地域ニーズに応じた事業展開や周辺施設と連携した取組が期待できること等により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立大泉高齢者センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金への依存度が極めて低く、自主運営能力が高いほか、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護に関する規程やマニュアル、手引のほか、情報システム管理規程等が整備されている。各事業所に個人情報取扱責任者を置いているほか、年間を通して個人情報内部監査を実施しているなど、個人情報保護に積極的に取り組んでいる。

情報公開についても、法人の業務および財務等に関する各種情報を、公開を原則として積極的に行っている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

法令等遵守管理規程や雇用形態別の就業規則などを定め、全職員への周知を図るとともに適正に運用している。また、雇用に関する法令等の遵守に向け、労務管理に関する研修等に参加している。

理事会、評議員会の構成も適正であり、定期的を開催されている。

(4) 運営実績

平成18年4月から、練馬区立光が丘高齢者センターの指定管理者として管理運営を行っているほか、大泉地域の3か所の敬老館を含む区内5か所の敬老館を運営しており、当該地域に根差した施設運営の実績がある。

また、区内において、特別養護老人ホーム5か所、軽費老人ホーム2か所、デイサービスセンター12か所などを運営しており、高齢者福祉分野で十分な実績があり、安定した運営を行う能力を有している。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人が運営する高齢者センターや敬老館において効果が高い事業については、実施内容や講師を共有化することにより効率化を図っている。

職員配置については、常に複数名の常勤職員を含めた3名以上が勤務する体制を整えている。社会福祉士や介護福祉士等の専門職員を配置し、その職員が各種事業の講師を担当するなど、事業を効率的に執行する提案がある。また、サポートスタッフの短時間雇用を活用するなどの提案がある。

(6) 受託への熱意・意欲

豊富な施設運営の実績や地域でのネットワークを活用し、利用者や地域との信頼関係の構築、周辺施設との連携、元気高齢者が要支援者を支援する仕組みづくり等を進める意欲がある。また、利用者の意向調査等を行い、事業メニューを拡充していく提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として緊急連絡網、BCPを備える等、危機管理体制を整えているほか、全職員が普通救命講習を受講するとともに、勤務日ごとに各職員の役割を明確にし、緊急時に備える提案がある。施設内各棟を定期的に巡回し、インカム等を使用して職員間の連

絡体制をとるほか、全職員が施設内外の点検を行うなど、高い安全性を確保するための提案がある。

(8) 施設管理運営体制

区の計画・方針に基づき、質の高いサービス提供に向け、多様な施設運営のノウハウや人材を生かす提案がある。

また、意見箱の設置や各種アンケートを実施するほか、利用者懇談会や地域交流会、運営協議会を開催することにより、利用者および地域のニーズを把握し、サービスに反映させる提案がある。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

法人として苦情解決の実施要項やマニュアルを定め、責任ある対応を行うこととしているほか、苦情窓口として法人本部や第三者委員を設置している。

また、苦情対応力や接遇の向上に向けた研修等を実施する提案がある。

(10) 職員の育成

法人が運営する「練馬介護人材育成・研修センター」のノウハウを生かした研修体制を構築し、職層および職能研修のほか、資格取得や通信講座受講の支援を行っている。また、光が丘高齢者センターや各敬老館での体験学習を中心に、施設運営に特化した職員育成を実施する提案がある。

(11) 団体の理念・姿勢

「ありのままのあなたを大切にします」を介護サービス理念とし、各事業所において毎日唱和するなど職員に周知徹底を図るとともに、ホームページや施設への掲示等により利用者へ周知を図っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

法人が運営する高齢者センターおよび敬老館の職員は8割以上が練馬区民であり、区民雇用に積極的に行っている。本施設においても、積極的に区民雇用を進める提案がある。

再委託や物品購入においても、区内事業者を優先していく考えがある。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

(14) 事業等の提案

高齢者の相談や介護予防、趣味活動、ボランティア活動に関する事業、交流談話サロンを活用した認知症カフェ事業のほか、法人が運営する大泉地域の3か所の敬老館と連携した囲碁大会等の共同開催や合同作品展の実施、近隣介護施設へのボランティアの紹介など、豊富な運営実績を生かした具体的な提案がある。運営に当たっては、利用者が事業の企画運営に参加できる仕組みをつくり、区民と協働して事業を進めることとしている。

また、施設周辺の保育園や学校、福祉施設等との交流会の実施など、地域に開かれた運営のための提案がある。

隣接施設であるリサイクルセンターとは、合同で避難訓練や消防訓練等を実施するほか、春日町リサイクルセンターとの連携実績を生かし、廃材を利用した布草履づくり講座等の共催事業を開催する提案がある。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立大泉高齢者センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在の練馬区立高齢者センターで実施しているサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	5点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 隣接施設との連携 (4) 区民との協働	10点	10点
合 計	100点	83点